

令和6年度 北海道政労使会議

日 時：令和7年1月22日（水） 10：30～
場 所：札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジAホール

○中川企画課長 おはようございます。北海道労働局雇用環境・均等部企画課長の中川と申します。

開会に先立ちまして、事務局よりご連絡をさせていただきます。

机上に資料がございます。まず、表紙に会議次第、構成員一覧、出席者名簿、座席表、写真配置図をつづったもの。それから、白と青の表紙の資料が2部ございます。

「北海道労働局説明資料」と記載された資料にはパワーポイントデータが貼り付けてありまして、続いて北海道経産局資料、公正取引委員会資料と、説明順に一括した資料になっております。説明機関ごとに分けておらず、大変申し訳ございません。「北海道労働局机上配布資料」のほうは、参考資料になります。最後に、1枚もので「共同宣言（案）」となっております。

資料の不足などございましたら、挙手していただければ、スタッフがお持ちいたします。

また、カメラや写真撮影は冒頭から鈴木知事のご挨拶までとなりますので、ご留意願います。会議終了後に、出席者全員の写真撮影及び北海道労働局長のぶら下がり記者会見を予定しております。

なお、当該写真撮影と記者会見は隣室で行う予定となっておりますので、ご留意願います。

1 開会挨拶

○中川企画課長 時間となりましたので、ただいまから北海道政労使会議を開催いたします。

開会に当たり、座長の北海道労働局長 三富則江より開会挨拶をさせていただきます、以降、進行は座長がさせていただきます。

それでは、三富労働局長、よろしく願いいたします。

○三富労働局長 皆様、おはようございます。

北海道政労使会議の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

鈴木知事をはじめ、労使団体を代表する皆様方には、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

また、日頃から労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、現在、我が国は、長らく続いたコストカット経済から、賃金と投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点でございます。賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、成長型経済への移行を確実なものとするのが最大の課題となっております。

北海道におきましては、昨年2月に開催した北海道政労使会議において、物価上昇

に負けない賃上げに向けた環境整備の取組強化に向けた共同宣言を採択し、政労使が連携・協力して適正な価格転嫁と生産性向上の取組を推進してきたところです。

取組の進捗については、後ほどご出席の皆様からもお話があるかと存じますが、昨年春闘では、1992年以来32年ぶりの4%台の賃上げが実現したところです。しかし、長引く物価高騰の影響等によりまして実質賃金が前年より増加するまでには至っておらず、また、人手不足や物価高を背景に業績改善や賃金原資の確保が不十分な中での、いわゆる防衛的な賃上げを行った企業も相当数に上るとみられます。

こうした中、今後物価上昇を上回る持続的な賃上げを実現するためには、価格転嫁の円滑化に向けた環境整備を一層推進するとともに、中小企業等の生産性向上に向けた取組支援を充実することが必要であり、引き続き皆様方のご協力をお願いいたします。

2025年の春季労使交渉に向けて、中央におきましては、昨年11月、内閣総理大臣と労使団体のトップによる政労使の意見交換が行われ、賃上げの流れを地方・中小企業に波及させるため、地方版政労使会議を開催するよう総理指示がなされたところです。また、賃金引上げ環境の整備のための具体策を盛り込んだ総合経済対策も11月に決定されたところです。

これらを踏まえまして、本日の政労使会議では、賃上げ原資の確保に向けた価格転嫁の進捗状況や生産性向上に向けた取組状況などについて率直な意見交換をさせていただくとともに、昨年採択いただきました共同宣言についても、経済情勢変化や新たな取組を踏まえて改定したものを本日付で採択したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の会議における意見交換を通じて、皆様方と認識を共有し、持続的・構造的な賃上げの実現に向け引き続き連携・協力して取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、座って、次第に基づき進行させていただきます。

ご出席の皆様のご紹介についてですが、時間も限られておりますので、お配りしました北海道政労使会議構成員一覧、出席者名簿、座席表によりご紹介に代えさせていただきますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

2 北海道知事挨拶

○三富労働局長 本日は鈴木直道知事にお越しいただいておりますので、まず初めに本会議の構成員を代表しましてご挨拶を賜りたいと存じます。

鈴木知事、どうぞよろしくをお願いいたします。

○鈴木知事 皆様、お疲れさまでございます。北海道知事の鈴木直道でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

本日の北海道政労使会議、三富局長をはじめとして北海道労働局の皆様に変なご準備をいただきました。まずは、ご準備に当たられた皆様に対して心から感謝を申し上げたいと思います。

そして、本日お集まりの皆様におかれましては、それぞれの立場から北海道経済の活性化に向けて変なご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。いつも大変ありがとうございます。

さて、北海道におきましては様々な産業で人手不足が深刻化しているところでございます。エネルギーや原材料価格高騰の長期化によりまして、事業者の方々を取り巻く経営環境は厳しさを増しているところであります。

こうした中、実質賃金につきましては、改善傾向にありますものの、道が実施しております企業経営者の皆様に対する意識調査によりますと、価格転嫁が進んでいないとする企業の皆様が依然として4割を超えている状況にございます。

持続的・構造的な賃上げを実現していくためには、労務費上昇分を含めた適切な価格設定を進めるとともに、働き方改革の推進など、生産性を向上させていくことが重要であります。

北海道といたしましては、昨年2月のこの会議で採択を皆様とともにいたしました共同宣言に基づき各般の取組を進めてきたところでございます。適切な価格転嫁の推進に向け、関係機関と連携し、下請との取引適正化に取り組む「パートナーシップ構築宣言」企業の皆様に対し低利な融資制度などの優遇措置に取り組んでまいりました。

また、生産性の向上等に向けまして、男性育休取得促進をはじめとする働き方改革の推進、生産性向上を目指した伴走型の経営相談や専門家派遣、女性や高齢者など潜在的労働力の掘り起こし、道内関係機関とのネットワーク機能を活用したDXの推進などに取り組んできたところでございます。

さらに、先週になります、16日の道議会臨時会におきまして189億円の緊急経済対策について議決をいただいたところであります。

この中で、中小・小規模企業が実施するデジタル技術の導入による生産性向上等への補助において、賃上げを伴う場合に補助率を引き上げるほか、人手不足が深刻な業種を対象に雇用を行った事業所に支援金を支給する事業におきましては、賃上げを行う場合に支援金を加算することとしており、こうした取組によって賃上げしやすい環境づくりを支援していきたいと考えているところでございます。

持続可能な本道経済の構築に向けましては、事業者が適切な価格転嫁を進め、賃上げを通じて労働者による消費が拡大し、企業投資が促進される「成長と分配の好循環」の実現を目指す必要がございます。

政労使それぞれの立場の皆様が連携・協力し、オール北海道で賃上げにつなげていくことが大切であると考えておりますので、今後とも皆様のご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日も、よろしくお願い申し上げます。

○三富労働局長 ありがとうございました。

カメラ撮りはここまでとなりますので、よろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 行政からの施策等説明

○三富労働局長 それでは、行政機関の取組について、北海道労働局、北海道経済産業局、公正取引委員会の順に説明を行わせていただきます。

まず、私から北海道労働局関係の賃金引上げに向けた取組について説明いたします。

お手元の説明資料の2ページを御覧ください。賃上げを起点とした「成長と分配の好循環」のイメージでございます。

足元では、賃金上昇、消費の増加、企業収益の増加など、好循環が動き出しつつあります。こうした動きを一時的なものとし、好循環を持続させるために、2025年の賃上げが非常に重要であると認識しております。

3ページを御覧ください。

北海道と全国における賃金の動きを、直近の令和6年10月までグラフにしております。上の2つが北海道、下の2つが全国で、左側が事業所規模5人以上、右側が事業所規模30人以上となっております。

左上、北海道の5人以上規模のグラフを御覧ください。現金給与総額の前年同月比を赤い折れ線、実質賃金の前年同月比を緑の折れ線、定期給与を青い折れ線で示しております。

現金給与総額の赤い折れ線グラフは、昨年4月以降プラスで推移しており、名目賃金の上昇傾向が見て取れますが、実質賃金の前年同月比、緑の折れ線グラフは、ボーナス支給の押上効果がありました令和5年12月と令和6年7月を除きマイナスが続いており、このマイナス基調は令和4年2月以降長期にわたっているところです。

ただし、足元の3か月はマイナス幅が縮小しており、直近の10月はマイナス0.2%まで持ち直しているところです。

こうした傾向は、常用労働者30人以上の事業所も同様となっております。

一方、下の段の右側、全国の事業所規模30人以上のグラフを御覧いただきますと、実質賃金はゼロ近傍から若干のプラスが続いており、下げ止まりの兆しが見られるところでございます。

4ページは、昨年11月に決定いたしました総合経済対策の賃上げ支援関係施策の抜粋です。このうち、赤字で記した支援策について次ページ以降で説明いたします。

5ページを御覧ください。業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の最低賃金

引上げに向けた環境整備を図るため、生産性向上に資する設備投資などの取組を助成するものです。システムの導入といったもの以外にも、経営コンサルティング、店舗の改装、社員の人材育成など、幅広い生産性向上に資する取組が助成対象に含まれております。

北海道は、大阪、愛知、東京に次ぐ申請件数となっており、令和6年12月末現在で1,001件と、昨年同期の1.5倍に増加しております。

そうした状況も踏まえ、交付申請期限を令和7年1月31日まで延長するとともに、事業完了期限も延長いたしましたので、ぜひご活用いただければと思います。

続きまして、6ページを御覧ください。キャリアアップ助成金は、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップを促進する助成金で、正社員化して賃金を増加する「正社員化コース」、有期雇用労働者等の賃金など処遇改善を図るコース、年収の壁対策として一昨年10月から実施している「社会保険適用時処遇改善コース」などがございます。

昨年10月から、従業員数51人以上100人以下の企業で働く短時間労働者も新たに社会保険適用対象となりました。

また、北海道の最低賃金が50円の大幅な引上げとなりました。

こうした背景の下、パートタイム労働者の時給が増加し、就業調整が行われ、人手不足につながるようなことがないよう、キャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」の積極的な活用を働きかけているところです。

北海道労働局における本コースに係る計画件数は、令和6年11月末現在949件となっており、大阪、東京、兵庫、福岡に次いで5番目に多い計画件数となっております。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらは、来年度予算案に計上しております賃上げを支援する助成金の概要を掲載しております。

来年度以降も、こうした施策の活用を推進し、中小企業やパートタイム労働者を含めた賃上げ環境の整備に取り組んでまいりますので、引き続き周知等ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上です。

続きまして、北海道経済産業局長 鈴木洋一郎様より、経済産業局関係の取引適正化に関する好事例等について、よろしくお願いいたします。

○鈴木経済産業局長 北海道経産局でございます。大変お世話になります。

座って説明させていただきます。

資料は、8ページを御覧ください。私からは、3点申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、9ページ。まず、私ども経済産業省北海道経済産業局が現在行っております主な取組についてお話いたします。

今、労働局長からもありましたが、労務費を含むコスト増をサプライチェーン全体

で負担する。これによって、中小企業でも賃上げできる環境を整備していく。これが重要でございます。そのため、価格転嫁対策を一層徹底強化してまいります。

1) 「価格交渉促進月間」における取組

毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定いたしまして、広報や講習会など実施しております。これが終わりましたときに、フォローアップ調査ということで、中小企業に対しまして、発注企業との間で価格交渉・転嫁の状況を問うアンケートを実施いたします。その結果を事務局のほうで点数化いたしまして、個別の社名と評価を公表いたします。

ちょうど昨日ですが、去年の9月の月間調査結果を公表いたしました。民間211社、それから、これは初めてですが、国や自治体合計6者、これを公表したところでございます。

この調査結果では、価格交渉が行われたケースが増加をする一方で、転嫁ができた企業、できない企業が二極化していること、また、取引段階が深くなるほど転嫁割合が低くなることが分かりました。

この調査で評価が芳しくない企業の経営トップには、今後、事業所管大臣から指導・助言を行います。

2) として、取引先との共存共栄を図り、事業者が下請企業との望ましい取引慣行への取組を自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」の拡大と実効性向上に取り組みます。

北海道では、2023年2月に「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」を立ち上げました。その後、道内の宣言企業は増加をしております。ただし、その伸び率は、全国でこの2年間で約3.2倍と増加している一方で、北海道では2.6倍と伸びが鈍化しており、これをさらに拡大していくことが必要でございます。お集まりの関係者の皆様、さらなるご協力をお願いいたします。

3) 、下請法の執行強化、下請法改正の検討でございます。

今日の新聞にも若干出ておりましたが、まず執行強化のところでは、経産省には下請Gメンがおります。また、各県に「下請かけこみ寺」というのがございます。この調査員が連携をして、取引実態に関する情報収集を強化いたします。公正取引委員会とも個別事件ごとに連携しながら、この情報を法執行に活用してまいります。

また、次期通常国会で下請関係法の改正を検討しております。いずれも検討中ですが、何点か紹介いたします。

まず、下請代金法につきまして、買ったとき規制を強化いたします。具体的には、従来は、通常対価に比し著しく低い価格を不当に設定、これを規制対象としておりましたが、新たに「協議に応じない価格設定」を禁止いたします。

また、資本金は少ないけれど取引上の立場が強い、こういう発注事業者がおります。これを適用対象とするということで、資本金の基準に加えて、従業員数も適用基準に

追加いたします。

また、下請振興法につきましては、従来、2当事者間のみが連携した事業計画を承認・支援していましたが、先ほど少し申し上げましたけれど、サプライチェーンの深いところまで価格転嫁を浸透させるということで、3以上の取引段階にある事業者が連携した計画も承認・支援できることといたします。

次に、道内の好事例の紹介ということで、11ページ～12ページにまたがって4つ紹介しておりますが、いずれも労務費も含めて100%価格転嫁ができて、かつ賃上げも実現したケースです。

事例1は食品製造業ですが、発注側から価格交渉の申入れがあり、双方で協議をした結果、価格転嫁が実現した例です。

事例2は物品賃貸業ですが、近年のコスト高を受けまして、毎年価格改定の協議を行っているということでもあります。

いずれの事例も、両者の関係が非常に良好であることから、発注側の配慮が見られるというのがポイントでございます。

事例3は総合工事業ですが、受注側が発注側の提示した予算額によっては受注しない方針であることと、受注側の代表が直接発注側の上層部と交渉していることが功を奏している例です。

事例4は道路貨物運送業ですが、ご案内のとおり、物流の2024問題というのがございまして、かなりこれがクローズアップされたということで、コスト上昇に対して荷主側の理解が進んでいるということもございます。

これらの例を参考にいただき、発注側、受注側、双方で適切な価格交渉を行っていただくようお願いいたします。

最後、13ページです。賃上げ実現のためには、価格転嫁はもちろん重要ですが、中小企業の経営基盤の強化、稼ぐ力の強化が必要でございます。

私ども経産省は、昨年末に成立した補正予算などによりまして様々な補助金メニューを措置いたしました。

例を挙げております。

①「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」は、新製品・新サービスの開発に必要な設備投資を支援するものでございます。

②「IT導入補助金」は、業務の効率化、DX推進に必要なITツールの導入を支援いたします。

③「持続化補助金」は、現行のビジネスを維持・発展させるために販路開拓などにかかる費用を補助するものでございます。

④「事業承継・M&A補助金」は、ハード、ソフト両面で支援してまいります。

⑤「中小企業成長加速化補助金」は、成長志向の強い中小企業に対する支援でございます。

2. は、中小企業省力化投資補助金です。ご案内のとおり、人手不足ということで、清掃ロボット、自動券売機等の省力化設備の導入を支援するものです。カタログ補助金とよく言っていますが、補助対象となる設備をカタログ化しているので、対象となる設備が非常に分かりやすいということで好評をいただいているものでございます。

これらの施策を通しまして、賃上げ環境の整備を推進してまいります。

長くなりましたが、以上でございます。

○三富労働局長 ありがとうございます。

続きまして、公正取引委員会事務総局北海道事務所長 鈴木芳久様よりご説明お願いいたします。

○鈴木北海道事務所長 公正取引委員会北海道事務所の鈴木でございます。本日は説明させていただけるお時間を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

恐縮ですが、着座で失礼いたします。

私ども公正取引委員会といたしましては、中小、小規模事業者も含めた構造的な賃上げを実現するためには、取引の適正化を通じた労務費の適切な転嫁が不可欠であると認識しております。

このため、公正取引委員会では、令和5年11月に内閣官房とともに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、公表いたしました。本指針では、発注者と受注者の双方がそれぞれ取るべき行動、求められる行動を12の行動指針として取りまとめております。

そして、公正取引委員会では、令和6年5月から本指針の取組状況のフォローアップ等のための特別調査を行い、業界ごとの労務費の価格転嫁等の実態の把握を進め、その調査結果を昨年末、12月16日に公表したところであります。

資料の17ページを御覧ください。労務費転嫁指針のフォローアップ結果でございます。

まず、左側の円グラフが本指針の認知度になりますが、本指針を「知っていた者」は全国平均で48.8%と半数程度にとどまっておりますので、認知度は、まだ道半ばでございます。ここ北海道におきましては、全国平均を少し下回る43.7%という数字になっております。

認知度につきましては、地域別にかなりばらつきがあるなど課題も見られる一方で、右側の棒グラフは労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた場合を示しておりますが、労務費転嫁指針を「知っていた者」のほうが「知らなかった者」よりも労務費の上昇を理由とする取引価格の転嫁をより行えていることが確認できました。

受注者の立場で、取引価格が引き上げられたと回答した割合を労務費転嫁指針を知っていたか知らなかったかに分けてみると、知っていた者の51.8%が取引価格が引き上げられたと回答してございまして、これは、知らなかった者の割合より12.9ポイント高い数字になっております。

公正取引委員会といたしましては、引き続き事業所管省庁とも連携しながら本指針の周知徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

また、労務費に係る価格協議の状況につきましては、資料18ページを御覧ください。

上のほうに「労務費に係る価格協議の状況」を円グラフで示しております。これは、発注者の立場から価格協議の状況を示したものになります。このグラフを御覧いただくと、全ての商品・サービスについて労務費の上昇を理由として価格協議をした割合が59.8%、一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると、その割合は68%になっていることが分かります。

労務費等の転嫁率につきましては、18ページ左下の「コスト別の転嫁率」の表を御覧ください。労務費をはじめ、いずれのコストの転嫁率も前年度の数値と比べて上昇しております。特に「労務費の転嫁率」は、前年度と比べて17.3%上昇して、62.4%になっております。

ここでの「労務費の転嫁率」は、受注者が労務費について価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかという数値であります。62.4%というのはやや高めの数字という印象を受けておりますが、その背景には、受注者が交渉の際、実際の労務費の上昇分の満額を要請しているのではなく、上昇分のうち発注者に受け入れられるだろうと考える額に抑えて要請しているといった事情があるのではないかと推測しております。

次に、右隣の「サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率」の表を御覧いただくと、サプライチェーンの各段階の取引におきまして、価格転嫁が認められた割合が前年度と比較して上昇しております。各段階とも価格転嫁が進展していることが分かります。

ただ、取引段階が、製造事業者等から一次受注者へ、一次受注者から二次受注者等へと遡るほど労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいないという結果が出ておりますので、引き続き適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていく必要があると考えております。

今回の調査を踏まえまして、資料19ページのとおり、発注者として取るべき行動のうち一つでも指針に沿った行動を取らなかった発注者9,388名に対しまして注意喚起文書を送付しております。

本会合に御出席の皆様におかれましては、本調査の結果及び労務費転嫁指針につきまして、関係団体やその会員の方々に対しまして引き続き周知に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

公正取引委員会といたしましても、引き続き事業所管省庁とも連携しながら、労務費転嫁指針のさらなる周知徹底など、粘り強く、この取組を一層強化してまいります。

さらに、資料からは少し離れますけれども、公正取引委員会では適切な価格転嫁の

実現に向けまして、取引環境を整備するため、独占禁止法の優越的地位の濫用、下請法違反などの事案に対し厳正に対処してきております。

具体的には、下請代金の減額や買ったたき、金型の無償保管などの違反事案について、令和5年度は13件、令和6年度も12月までに11件、積極的に勧告を行うとともに、個別事案への勧告と併せて関連業界団体への申入れを行うことによりまして、業界全体での主体的な改善を促す取組を進めております。

最後に、今般、公正取引委員会及び中小企業庁は、優越的地位の濫用や下請法の在り方について議論する有識者検討会である「企業取引研究会」の報告書を取りまとめました。

本報告書の結果を踏まえまして、新たな商慣習としてサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関しまして法改正を検討し、早期に国会に提出することを目指しております。

公正取引委員会からは、以上でございます。

このような時間を頂戴できましたこと、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

○三富労働局長 ありがとうございました。

(2) 構成員発言

○三富労働局長 続きまして、ご出席の労使の皆様方からご発言いただきます。

賃金原資の確保に直結する価格転嫁の進捗状況や、生産性向上に向けた経営体質の強化、人材の確保・育成に関する取組状況等について様々なお取組をご教示いただくとともに、直面する課題や課題解決に向けた戦略等々、それぞれのお立場から率直なご説明、ご意見を賜りたいと存じます。

それでは、まず初めに札幌市長の秋元克広様、どうぞよろしく願いいたします。

○秋元市長：札幌市長の秋元でございます。座ったままで失礼いたします。

まず、この政労使会議を開催いただきました三富局長はじめ北海道労働局の皆様、関係者の皆様に御礼申し上げたいと思います。

札幌の現状等について、若干お話をさせていただきます。

札幌市におきましても少子高齢化が進んでおり、人口減少という局面を迎えております。これに伴いまして、超高齢化社会あるいは人手不足への対応などの課題に直面しているところであります。

また、原油価格や資材価格の高騰といった市民生活や企業活動に直結する喫緊の課題にも引き続き対応していかなければならない状況でございます。

このまま人口減少あるいは少子高齢化が進展しますと、経済規模の縮小、税収の減少、さらなる人手不足の深刻化が予想されるわけであります。

経済を持続的に発展させるためには、企業の生産性向上、経営基盤の強化と労働者の雇用環境の向上が重要でありますので、札幌市といたしましても、中小企業振興審議会や雇用推進検討会、令和5年12月に設立いたしました「働きやすいまち推進協議会」等を通じて団体や企業、地域の皆様からご意見をいただきながら持続可能な企業活動の構築を進めております。また、女性や高齢者などの求職者と企業とのマッチング支援、価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができる環境整備など、様々な施策を行っているところであります。

来年度の予算につきましては、これから予算案を議会に提出してご審議いただくところでございますが、人手不足の業界の方々から要望が多い「業界のイメージアップ」を進めていくために、これらの業界への就職志望や転職につなげるための体験型イベントの開催やイメージアップ動画の配信など、求職者や若年層に対して業界の魅力発信を強化することを検討しております。

ほかにも、特定技能外国人の受入れを促進するために、初めて外国人を採用する中小企業に対して、登録支援機関に支払う委託費用の負担軽減を図り、入国前から採用後までを含む伴走型の支援の実施なども検討しているところであります。

また、市が発注する業務に関しましては、適正価格での発注はもとより、市有施設の管理を行う指定管理者に対しては、賃金水準の変動に応じて市が指定管理者に支払う管理費用を変更する、いわゆる賃金スライド制度を導入したほか、光熱水費や清掃・警備業務の高騰に応じた補填を行うなど、指定管理者による安定した施設運営を確保しつつ持続的な賃上げが行える環境の整備に努めているところであります。

今後も、本日の会議の構成員の皆様と連携をさせていただきながら、適切な価格転嫁が促進されるよう努めてまいりますとともに、働き方改革の推進や中小企業の経営基盤の強化、人材の確保・育成に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは、以上です。

○三富労働局長 ありがとうございます。

続きまして、日本労働組合総連合会北海道連合会会長 須間等様、よろしくお願いいたします。

○須間会長 皆様、大変お疲れさまです。連合北海道の須間と申します。

本日は、北海道労働局様のご対応により、昨年引き続き北海道政労使会議が開催されましたこと、感謝を申し上げます。

昨年の政労使会議において「物価上昇に負けない賃上げに向けた環境整備の取組強化」共同宣言が確認されましたことは、大変意義あることでした。

それを受け、連合北海道は、構成する大手企業の労働組合に対して、「能動的に取

引価格の見直しを求め、中小企業が遠慮せずに価格交渉を行えるよう、全ての労使交渉において、発注側であっても受注側であっても、自社の取引が適正に行われているのか経営のチェック機能を果たしていただきたい」と要請してきたところであり、労務費を含めた価格転嫁へ向けた街頭での世論喚起や関係団体への取組要請を行ってきました。

一方、昨年11月29日に公表されました中小企業庁の「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」による価格交渉の状況では、発注側からの申入れが28%、受注側からの申し出が58%、交渉が行われなかったが14%となっておりますので、引き続き労務費の価格転嫁の指針の徹底と機運醸成が重要であります。

連合は、中小企業や、適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない企業で働く多くの仲間には、依然として賃上げの流れが十分に波及していないと判断しております。

以上のことから、経済団体の皆様には、本共同宣言にある賃上げの原資となる労務費をはじめ、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分を適切に取引価格に反映するため、積極的な価格協議の実施を促すことについて、周知と相談活動の徹底をお願いするものです。

また、北海道には、取引の発注者である北海道及び市町村において労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉の徹底を図っていただくとともに、さらなる中小企業への支援をお願いするものです。

昨年も申し上げましたが、これらの取組には労使での共通認識を図っていくことが重要となりますが、昨年6月の「労働組合基礎調査結果」による全国の労働組合の加入率は16.1%です。さらに、100人～1,000人未満では9.9%、99人以下では0.7%と非常に低くなっております。

したがって、指針の内容が中小企業の経営者をはじめ広く社会に認識され、十分に活用していただくためにも、本共同宣言が実効あるものとなるように皆様方の特段の取組をお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○三富労働局長 ありがとうございました。

続きまして、北海道経済連合会会長 藤井裕様、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 北海道経済連合会の藤井でございます。

今年度もこの北海道政労使会議を構成員の皆様と意見交換ができる形で開催いただきましたことに、感謝を申し上げます。

賃金と物価の好循環を実現し、デフレからの完全脱却のため、継続的に賃上げに取り組んでいくことは重要であり、本会議におきまして政労使で足元の現状と課題を確認し、その方向性を共有することは大変意義があると考えております。

道経連が行いました「2024年春季賃上げ調査」では、賃上げ率は4.07%であり、5%を超えた全国の賃上げ率と比べればやや低い状況ではあるものの、昨年に

引き続き大幅な賃上げを実現しております。

2025年については、賃上げをさらに浸透・定着させることができるか、極めて重要な年であり、より一層の対策が必要と考えます。大幅な賃上げの影響を受ける中小企業の割合は年々高まってきており、地方の生活や産業インフラを支える中小企業の支払能力を超える引上げが続けば、企業の存続にも影響を与え、ひいては地方経済の減退につながりかねません。賃金の引上げの必要性は十分承知しておりますが、そのスピードと上げ幅については、地方の中小企業あるいはそこで働く人の実態を十分に踏まえ議論を行う必要があります。

一方で、価格転嫁の状況ですが、道経連の「経営・雇用状況調査」によると、コスト増加分の価格転嫁について、約7割の企業が「ある程度転嫁できている」と回答しており、徐々に価格転嫁が進んでいるものの、3割強の企業が依然として「価格転嫁が進んでいない」と回答しております。特に労務費の価格転嫁については、発注企業の購買担当者から詳細な労務費資料を求められるなど、まだまだ理解が進んでいないとの声を耳にします。また、生産性向上の実現に向けたDXの取組については、「取り組み中」と回答した企業は約60%でしたが、そのうち「成果が出ている」と回答した企業は13%という調査結果でした。

国の総合経済対策において、価格転嫁等の取引適正化の推進、省力化・デジタル化投資への取組を進めていただいておりますが、こうした調査結果や会員企業の声から考えますと、十分な原資が確保されない中、人材の維持・確保のために賃上げを実施した企業が少なくないと推察され、構造的な賃上げに向けた環境整備はまだ道半ばと言えらると思います。

道経連といたしましては、今後も地域経済の成長と分配の好循環を実現するために、引き続き「パートナーシップ構築宣言」を周知し、参画する企業の一層の拡大と実効性の確保に向けた理解促進並びに生産性・収益向上が図られるよう、働き方改革の一層の推進に向け、DX推進や従業員のリスクリング等、会員企業における生産性向上への取組を支援するとともに、賃上げに関連した各種助成金の周知に努めてまいります。

以上、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○三富労働局長 ありがとうございました。

続きまして、一般社団法人北海道商工会議所連合会会頭 岩田圭剛様、よろしくお願いたします。

○岩田会頭 北海道商工会議所連合会の岩田でございます。

私の方からは、中小企業の立場からご説明させていただきたいと思っております。

現在、北海道経済は、好調なインバウンド需要などを背景として徐々に明るさを取り戻しつつあると思っております。また、GXや半導体など新たな産業の集積が具体化するなど、未来に向けた成長への歩みを進めているところでもあります。このチャンスを生かして、その恩恵を全道に波及させるべく、サプライチェーン全体、特に中小

企業が構造的に賃上げができる環境を整え、投資拡大によります成長と分配の好循環を実現することが必要であると考えております。

そして、私ども商工会議所が実施をした昨年12月の調査によりますと、賃上げを予定している道内企業は57%と全国を7.5ポイント上回るなど、最大限賃上げに取り組もうとしている道内企業の姿勢が読み取れるのではないかと考えております。この57%のうち、業績が改善しているため賃上げを予定しているというのが24%、業績の改善が見られないが賃上げ予定、防衛的な賃上げが33%となっております。継続的な賃上げ、さらには実質賃金プラスのためには、北海道で全従業員の8割強を雇用する中小企業が円滑な価格転嫁を通じてその原資を確保できるよう政労使が連携した取組支援を行うことが必要であり、本日の共同宣言が広く周知をされ、実効性の高い取組となることを期待しているところであります。

また、その調査によりますと、価格協議の実施の有無が価格転嫁の動向に大きな違いを生むことも示されておりました。コスト上昇分の4割以上の価格転嫁ができた企業の割合で見ますと、協議を実施した企業で64.9%であるのに対しまして、未実施の企業では28.3%と、2倍以上の差になっております。協議ができているという企業数が70.5%ということでありますので、協議ができる状況をつくっていかねばいけないと考えております。

そのため、私どもといたしましても、かねてより取り組んでおります「パートナーシップ構築宣言」の普及促進や、共同宣言に盛り込まれております価格交渉に関する指針の遵守、これがサプライチェーン全体に行き渡るよう各商工会議所会員に対しまして周知徹底し、中小企業が勇気を持って積極的に価格交渉の申入れを行うよう後押しをしてまいりたいと思っております。

また併せまして、働き方改革やDXの推進による生産性の向上を通じまして経営課題の克服に努める等、しっかりと支援をしていきたいと考えております。

私の方からは、以上であります。

○三富労働局長 ありがとうございます。

続きまして、北海道商工会連合会会長 吉住淳男様、よろしくお願ひいたします。

○吉住会長 商工会連合会を代表いたしまして、一言ご意見申し上げます。

非常に厳しい中で小規模事業者は頑張っておりますけれど、現在、デフレからの完全脱却を実現するために、賃金と物価の好循環を実現して、継続的に賃上げを図っていくことは中小企業・小規模事業者にとっても重要であり、令和6年最低賃金決定前の商工会員に対する全国調査では、9割近くが賃上げを実施しています。

一方、労務費など増加したコストの価格転嫁が進まず、また、社会保障費の負担も増え、加えて、地域経済の疲弊や物価高による消費控えもあり、売上げ・利益が伸びない中、防衛的というよりは、経営者の身を削って賃上げをしている事業者が8割近くあり、非常に厳しいのが実情です。

経済対策・賃上げ支援についてですが、事業者からは、売上げ・利益が伸びない中、賃上げに追いついていこうと努力を重ねているが、将来への不安から「廃業も検討する」「人を雇わず、家族だけで事業をする」との声も多く聞かれることから、事業者が賃上げなどのコスト上昇に余力を持って対応できるよう、また、事業者が希望を持てるような生産性向上や価格転嫁に向けたきめ細やかな支援が必要と考えております。

生産性向上では、設備投資に目が向きがちですが、接客をはじめ、農水産加工の下処理や運転、建設など、人がいなければ成り立たない業務も多くあります。そこに対して、賃上げや従業員の働く環境整備のための支援、また、光熱費、運送費等の増大するコストを直接的に削減するような支援も必要であると考えております。

省力化も重要であり、省力化投資の補助金も、「活用したいけど、導入したい設備がカタログにない」という話もよく聞きますので、さらに支援策の充実をお願いするところでもあります。

商工会員に対する全国調査では、賃上げに関する支援策について、25%の事業者が活用できていない状況であり、理由として、「自己負担があり先行投資は難しい」「申請期限が厳しく対応できない」「人手不足で申請や事業を遂行する人員がいない」という声が上がっていますので、この点についてもご配慮をお願いするところでもあります。

価格転嫁の対策については、親企業から深い階層までのB to Bによる下請等の対策が重要であることはもちろんですが、物価上昇による消費者マインドの厳しさもあることから、B to Cにおける「よいもの、よいサービス」に対する適正価格への理解醸成など、様々な視点で取り組んでいく必要があると考えております。

最後に、北海道は他県に比べ道内格差が大きく、このことが大きな問題と考えております。中小企業・小規模事業者にとっては賃上げを後押しする支援の実現が必要ですので、頑張る事業者が取り残されないよう、今後も厚いご支援をお願い申し上げます。私の発言といたします。

よろしく願いいたします。

○三富労働局長 ありがとうございます。

続きまして、北海道中小企業団体中央会会長 高橋秀樹様、よろしく願いいたします。

○高橋会長 北海道中小企業団体中央会の高橋でございます。このような機会を設けていただきまして、誠にありがたく思っております。

北海道中小企業団体中央会は本部と9の支部から成っておりまして、組合数は1,223組合ございます。その傘下の企業を入れますと約4万社弱が会員となっております。定期的に9支部1本部の支部長会議をして、適宜聞き取り調査を行っております。中小企業と小規模事業者の会員が主でございますので、今回の賃上げにつきましましては、キーポイントと申しますか、これがどういうふうになっていくかによって流

勢が決まるような感じがいたすわけでございます。

今まで聞き取りやアンケート調査をした結果を申し上げますと、価格転嫁と賃上げについて7月に実施しました調査では、先ほど公正取引委員会の鈴木所長が申されたよりやや低めの数字が出ておりまして、予定も含めて、原料分の価格転嫁は57%、人件費引上げ分の転嫁は33%、利益確保分の転嫁は22%にとどまっております。また、令和7年に賃上げをする意思がある企業は52%ぐらいにとどまっている次第でございます。

北海道は中小企業・小規模事業者が非常に多い地区でございます。今政府が進めておりますいわゆる下請に対する保護、優越的企業に対する指導というものも非常に効果はあるのですが、それよりも中小対中小の商売が非常に多うございまして、その価格転嫁がなかなか進まないというような報告がされておるわけでございます。

賃金改定の決定要素は、労働力の確保・定着が最も多く、賃上げの原資となる適正な利益が確保できないままの賃上げ。先ほど三富局長がいみじくもおっしゃいました防衛的賃上げ、これに尽きるのではないかと思うわけでございます。

2月になりますと、いよいよ私どもも自分の会社を含めまして今年度の賃上げをどうするかという検討が始まります。今回このような機会を得て、これを十分参考にして進めたいと思います。

それから、先ほど知事がオール北海道賃上げというようなことを言われましたが、賃上げに向けまして価格転嫁や生産性向上に取り組んでまいりたいと思います。

本日は知事、札幌市長、経済局長がおられますが、行政のこれまで以上のいろいろな施策の後押しが必要でございまして、これと一体にさせていただかなければなかなか賃上げの原資に届かないというようなおそれがございまして。オール北海道賃上げという一つの施策、それから、国家の施策にのっとりべく当会も進めてまいりたいと思ひまして、今日の共同宣言を近々行われます支部長会議で全道の経営者の代表者に伝えてまいりたいと思っております。

以上です。

○三富労働局長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人北海道信用金庫協会会長 原田直彦様、お願いいたします。

○原田会長 北海道信用金庫協会の原田と申します。私からは、地域の事業者の方の生の声を少しお伝えしたいと思います。

中小企業・小規模事業者にとっても人材確保が最大の課題となっており、そのためには賃上げが必須条件となってきた。しかしながら、持続的な賃上げに必要な適切な価格転嫁と生産性向上は簡単なものではない。

また、価格転嫁はサプライチェーンに関わる民間の努力のみでは難しく、まさに国を挙げての取組とならなければならない。

また、生産性向上の中でも働き方改革の推進は、働く方々にとって、経験や能力を十分発揮し、やりがいを実感するために極めて重要なことである。しかしながら、単に労働時間を短縮したのでは生産性は低下するだけであり、省力化やデジタル化の取組が必須である。これにより生産性が向上し、自らの稼ぐ力が強化され、賃上げの原資が確保できることになる。

私ども地域金融機関は、この価格転嫁や生産性向上の取組にこれからも深く関わってまいりたい決意です。お客様を徹底的に理解し、付加価値をどう高めるか、DXをどう進められるか、補助金をどう活用できるかなど、皆様と連携を強化し、これからも全力を尽くしてまいります。

以上です。

○三富労働局長 ありがとうございます。

皆様方から貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。

(3) 意見交換

○三富労働局長 ここから、これまで皆様からいただきましたご説明やご発言などに対して、ご質問あるいはご意見、さらには、もう少し発展的なご発言などいただければと思います。

どなたか、ご発言ございますでしょうか。

では、須間会長、お願いいたします。

○須間会長 連合北海道の須間です。せっかくの機会ですので。

中小企業、特に小規模の関係で商工会連合会からもありましたが、やはり小さい企業は仕事が日常的に忙しくて、いろんな支援や補助について十分に理解できていなかったり、十分活用できていないということがあるのではないかと考えておりますので、せっかくの支援をどういう形で中小、特に小規模の方々に活用してもらおうかということが重要だと思います。

それから、実際に受注に関わる担当者の方々がそこを十分理解した上で受発注をしていただく。やはり、それが進むことによって広がるのではないかと考えています。

いずれにしても、先ほどあったサプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分、これが今ほんとに大事だと思いますので、中小企業への支援をぜひともお願いしたいと考えております。

○三富労働局長 ありがとうございます。

助成金に関して、なかなか制度を理解するのが難しいとか、申請の準備に非常に手間がかかるといったお声を伺うのですが、「北海道働き方改革推進支援センター」というのがありまして、行政から委託している社労士や中小企業診断士の方が、窓口相談しているほか、企業を訪問して相談に対応したり、こういった助成金を活用したい

のだけど、どうしたらいいかといったような相談にもきめ細かく対応しておりますので、働き方改革推進支援センターの活用の周知を我々も一生懸命やりたいと思いますが、ぜひご活用いただければと思います。

それから、よろず支援拠点でやっている生産性向上のための補助金なども、中小企業庁と連携して、こうした助成金も使えますよというようなことを省庁の垣根を越えて周知も図っておりますので、引き続きそうした取組もしたいと思っております。

受注担当者の理解の促進に向けては、経済産業局長さん、いかがでしょうか。

○鈴木経済産業局長 中小企業への支援が十分行き届いていないのではないかとのご趣旨だと思います。これは、積年の課題でございます。

私どもの中でも、中小企業支援を担当する部局が常に中小企業・小規模事業者のお声を聞き、かつ、施策が活用しやすいようにということで日夜努力をしております。

今、労働局から「よろず支援拠点」の話もございましたが、私ども経産局のほうでも、今日少し説明しましたが、施策についてきちんと情報提供して、きめ細かく対応していきたいと思っております。

先ほど持続化補助金の話をしてしましたが、できるだけ申請書類は少なくとか、そういうことで、中小企業庁とも相談をしながら進めていきたいと思っております。カタログ補助金も、先ほどリストが少ないとお叱りを受けましたが、皆さんが使いやすいように何が対象になるかきちんとお示しするというところで、引き続き私ども努力してまいります。

以上でございます。

○三富労働局長 吉住会長、どうぞ。

○吉住会長 中小企業とか小規模の窓口の紹介をしているものですから。

今、局長よりお話がありましたが、商工会としても持続化補助金とか、伴走型支援をしながら、なるべく会員の方にきめ細やかに情報提供をしているのですが、何せ人手不足で仕事が多いと。そういった意味で、商工会の人的な強化ということも国や道にお願いしているところで、会員の皆様にいかに情報提供するか商工会連合会としても日夜努力しているところでして、ご理解願いたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○三富労働局長 ありがとうございます。

先ほど、接客や農水産加工の下処理といった人がいなければ成り立たないところへの支援もという話があったのですが、業務改善助成金は、飲食店の冷蔵庫とか調理器具のようなものも含めて対象にしておりまして、中小零細規模の生産性向上に資するものをなるべく広く助成できるような対応をしておりますので、ご活用を検討いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

はい。

○津山頭取 北洋銀行の津山と申します。本日は、お疲れさまです。

私からは、日頃お客様のところへお邪魔して、いろいろとお話しして感じていることとお話しさせていただければと思います。

今皆様からご説明がありましたとおり、お客様が一番問題に感じておられることは人材の確保だと思うのです。2点目としては、原価が上がってきた分をいかに転嫁するかということ。これが、お悩みとしては一番多くなっていると思います。

ただ、今まで説明がいろいろとございましたとおり、我々の調査でも、価格転嫁が100%できたというところは1割程度、半分まで何とかできているというところが7割ぐらいというふうになっていますので、なかなか転嫁が進んでいないという実感があります。ただ、その中でも、一番の問題は人材の確保なので、賃上げをせざるを得ないというところがあって、先ほどの防衛的な賃上げと言っておられた部分だと思うのですが、そうなっているところがあるのではないかと感じています。

成長と分配の好循環を持続的に実現するためには、今いろいろとお話があった施策をぜひ強力に進めていただければと思いますし、我々としても、例えば価格転嫁を受け入れたとして、賃上げをして、原価が上がれば、当然資金需要は増えてくると思いますので、こういったところには資金的な支援をしっかりとしていきたいと思います。

あとは、各種補助金の申請も、先ほど、やろうと思っても手を動かせる人がいないという話もあったと思いますが、こういった手伝いをしっかりとやって、サポートしていきたいと思っております。

雑駁ですが、こんな感じです。

○三富労働局長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

兼間頭取、お願いします。

○兼間頭取 私からも一言お話をさせていただきたいと思います。

今日は、このような貴重な会議に参加させていただきまして、ありがとうございます。大変勉強になりました。

私ども金融機関としましては、まさにこういう状況、賃上げを起点とした成長と分配の好循環を今つくらなければいけないという中で、やはり金融機関としての使命を果たすときだと思っています。

事業者の皆様の本業をしっかりとご支援する、今まさにそういうとき。いわゆる賃上げ等に係る運転資金のご支援ももちろんです。それから、DXを含めた生産性向上のための設備投資についてもしっかりとご相談いただきながら対応していく。それが、今一番我々に求められていることだと思ひますし、しっかりと進めてまいりたいと思ひます。

また、今日は北海道を代表する方々がお集まりになっています。鈴木知事、秋元市長を中心として、今、北海道を大きく成長させる戦略をいろいろ進めていただいております。私どもも、そこに最大限の協力をさせていただいて、北海道において好循環

をつくれるようにしっかり頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○三富労働局長 ありがとうございます。

そろそろ時間が参りましたので、意見交換はここまでとしたいと思ひます。

皆様、活発なご意見、ありがとうございます。貴重なご意見を賜りまして、また今後に生かしてまいりたいと思ひます。

(4) 共同宣言(案)について

○三富労働局長 続いて、共同宣言(案)の確認に入ります。

お手元の資料、「物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化」共同宣言(案)を御覧ください。

昨年の共同宣言採択以降の施策等の進捗状況や賃上げ施策の充実化などを踏まえまして、まずタイトルは、「物価上昇に負けない賃上げ」としていたところ、「物価上昇を上回る賃上げ」に変更しております。

また、前文には、現状の認識としまして、賃金上昇が物価上昇に追いついていない状況であることや、価格転嫁は徐々に進んでいるが、依然として4割を超える企業で価格転嫁が進んでいない状況にあることを明記しております。

また、取組事項の柱立ては踏襲しつつ、支援施策の充実化など、最近の動向を反映した内容といたしております。

それでは、共同宣言(案)を読み上げさせていただきます。

北海道経済の成長と分配の好循環を実現するためには、原材料価格やエネルギーコストのみならず、労務費上昇分に見合う原資の確保を含めた価格設定をサプライチェーン全体で定着させるとともに、生産性の向上を通じ、持続的・構造的な賃上げにつながる必要がある。

こうした中、賃金は上昇傾向にあるものの、物価上昇に追いついていない状況にあり、また、価格転嫁は徐々に進んではいるものの、依然として「価格転嫁が進んでいない」企業が4割を超えている。

このため、北海道においては全国より早いスピードで人口減少・少子高齢社会が進み、深刻な人手不足が企業活動に影響を与えていることや就業者の8割以上が中小企業・小規模事業者に雇用されているという構造があることを踏まえ、賃上げに向けた価格転嫁を、適正かつ円滑に進めるとともに、働き方改革の一層の推進に取り組み、生産性を向上させていくことが重要である。

北海道政労使会議(北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会)は、適切な価格

転嫁と生産性の向上を促進し、道内企業の持続的・構造的な賃上げを実現するため、以下の事項の推進に向けて各構成員が相互に連携・協力して取り組むことを宣言する。

記

1 適切な価格転嫁

(1) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守

- ・本指針に基づき、発注者・受注者が採るべき行動、求められる行動を遵守すること
- ・公正取引委員会によるフォローアップ調査の結果も踏まえながら、本指針の周知徹底を行うこと

(2) 「パートナーシップ構築宣言」の更なる拡大と実効性向上

- ・企業間取引の適正化によるサプライチェーン全体の付加価値向上と共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の更なる拡大に向けて、未宣言企業に対して宣言を促すとともに、宣言企業の実効性向上に取り組むこと
- ・賃上げの原資となる労務費をはじめ、原材料価格・エネルギーコスト等の上昇分を適切に取引価格に反映するため、積極的な価格協議の実施を促すこと

2 生産性の向上

(1) 働き方改革の推進

- ・働く方々がライフステージに応じて、その経験や能力を十分発揮できるよう、多様で柔軟な働き方改等を一層推進すること
- ・同一労働同一賃金の遵守徹底により、すべての労働者の働きに見合った処遇改善を図ること

(2) 省力化・デジタル化投資と経営基盤の強化

- ・人手不足が深刻化する中、省力化投資を促すとともに、中堅・中小企業の大規模な設備投資やITツール導入、デジタル技術の活用に対する支援を行うことによって生産性向上につなげる。さらに、賃上げの原資を確保できるように中小企業の稼ぐ力を強化するための環境整備に取り組むこと

(3) 人材の確保・育成

- ・事業の高付加価値化や新事業展開に必要な知識・技能の習得・向上を促進するため、リ・スキリングの促進及びデジタル人材の育成支援等に取り組むこと
- ・UIターンなど道外からの人材誘致及び外国人材の適正な受け入れを促進するとともに、高年齢者等の就業機会の拡充に向けた支援や、労働市場に出ていない潜在的な労働力である女性や高年齢者等の就業促進・定着に取り組むこと
- ・人手不足への対応が急務となる中、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しすること

令和7年1月22日

以上でございます。

それでは、メッセージの案文につきまして、ご賛同いただける場合は拍手をお願い

いたします。

(拍 手)

○三富労働局長 ありがとうございます。

満場一致で承認されましたので、本案を採択することといたします。

この共同宣言につきましては、道外に広く周知してまいりたいと考えております。周知についても皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、賃金引上げに向けた取組の現状と課題や支援の在り方などについて貴重な意見を頂戴するとともに、適正な価格転嫁と生産性向上をさらに推進し、賃上げの恩恵を直接あるいは様々な好循環を通じて中小企業はじめ全道に波及させるため、政労使が連携して取り組むことを共同宣言等により明確にすることができたと考えております。

会議においては、労務費の価格転嫁がなかなか進まない背景や、労働力確保のために身を削って賃上げしている事業者が多いといった切実なご意見も頂戴したところでございます。

構成員の皆様方には、引き続き、指針のさらなる周知徹底や賃上げ支援策の積極的活用を通じまして賃金引上げに向けた環境整備にご協力いただきますよう、何とぞよろしくをお願いいたします。

4 閉 会

○三富労働局長 それでは、以上をもちまして北海道版政労使会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。